

平成25年度計量法特定計量器の試買調査結果の概要

平成26年6月
経済産業省
計量行政室

1. 調査の目的

計量法（平成4年法律第51号）では、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差の基準を定める必要があるものとして特定計量器を定めています。取引等に使用される特定計量器には、都道府県による検定に合格したことを証する公印（検定証印）が表示されている必要がありますが、優れた品質管理能力を有する製造事業者は計量法上の指定製造事業者となることによって、自社で技術基準への適合性を確認し、製造した計量器に検定証印の代わりに基準適合証印¹を表示して販売することができます。

また、一般消費者の生活の用に供される体重計、調理用はかりなどの家庭用特定計量器は、製造事業者又は輸入事業者が自ら技術基準への適合性を確認し、いわゆる丸正マーク²を表示して販売することができます。

今般、これら事業者自らの責任で適合性確認を行っている特定計量器（国内で製造販売されている製品又は海外で製造され、輸入販売されている製品）について基準適合状況を確認するために、国内市場で流通している特定計量器を無作為に購入し、検査を行いました。

試買調査において不適合の疑いが確認された製品については、その内容について、製造事業者、輸入事業者等に対して計量行政室から説明し、これら事業者において適切な是正措置等を行うよう指導いたしました。

結果の公表は、情報を広く公開することによって、類似の不適合の疑いがある製品の流通防止を図るなど、事業者における自主的な適正計量の確保に係る活動を促進するために行うものです。

2. 平成25年度の調査内容

(1) 対象特定計量器

次の1器種の特定計量器及び2器種の家庭用特定計量器について小売店、インターネット又は電話注文にて1型式につき3台を無作為に購入し、調査しました。

計量器	対象事業者	型式数
特定計量器		
非自動はかり	指定外国製造事業者	10型式
家庭用特定計量器		
体重計	国内製造事業者又は輸入事業者	30型式
調理用はかり	国内製造事業者又は輸入事業者	30型式

(2) 調査項目

【非自動はかり】

① 性能基準

- ・技術基準である特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号。以下「検則」という。）の検定の合否判定基準である検定公差³及び個々に定める性能の検定公差等への適合状況。この検査に適合しない場合は、使用中検査の合否判定基準である使用公差⁴等への適合状況。

②表示基準

- ・技術基準である指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）の基準適合証印等に係る表示規定への適合状況。
- ・検則の特定計量器に係る表示規定への適合状況。

【体重計・調理用はかり】

①性能基準

- ・技術基準である計量法施行規則（平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。）の器差への適合状況。
- ・零復帰機能を有するはかりは、施行規則の零復帰度への適合状況。

②表示基準

- ・技術基準である施行規則の丸正マーク等の表示の方法への適合状況。
- ・施行規則の製品、個装箱及び取扱説明書の表示への適合状況。

3. 試買調査結果の概要

【非自動はかり】

10型式中2型式について性能基準のうち検定の合否判定基準への不適合の疑いが確認されましたが、使用中検査の合否判定基準及び表示基準へは全て適合していました。

調査型式数	性能基準不適合の疑いがある型式数		表示基準不適合の疑いがある型式数
	検定合否判定基準	使用中検査合否判定基準	
10型式 (30台)	2型式* (2台/30台)	0型式	0型式

※2型式は、本調査の実施にかかわらず、事業者によって自主的に品質管理の改善が行われ、現在は、基準に適合していることが確認されている。

【体重計・調理用はかり】

体重計は、30型式中、性能基準は14型式、表示基準は13型式について、不適合の疑いが確認されました（性能、表示両方の不適合の疑いのある型式有）。

調理用はかりは、30型式中、性能基準は11型式、表示基準は14

型式について、不適合の疑いが確認されました（性能、表示両方の不適合の疑いのある型式有）。

家庭用特定計量器	調査型式数	性能基準不適合の疑いのある型式数	表示基準不適合の疑いのある型式数
体重計	30型式 (90台)	14型式 (25台/90台)	13型式 (38台/90台)
調理用はかり	30型式 (90台)	11型式 (15台/90台)	14型式 (42台/90台)

（参考）詳細な調査結果は以下のリンク先で参照できます。

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/25fyshibaichosahoukokusho.pdf

4. 不適合の疑いが確認された事業者に対する対応

今回の試買調査で不適合の疑いが確認された計量器については、製造事業者又は輸入事業者に対して計量行政室からその内容を説明し、是正のための改善指導等を行っております。指導を行った事業者からは、不適合が疑われた原因の調査、その調査結果に基づく検査方法及び検査体制等の是正・改善措置の実施状況の報告を受けております。また、今後、製造又は輸入を行うことを予定している場合には、事業者が提出した是正・改善措置に則り、同様の措置を講じた上で、製造又は輸入を実施するよう指導をしております。

なお、今後、引き続き、同様の試買調査を継続し、必要な場合には適正計量の実施の確保に向けた計量法に基づく指導監督を実施する予定です。

1 基準適合証印



2 家庭用特定計量器基準適合表示（いわゆる丸正マーク）



- 3 検定公差：都道府県の検定又は指定製造事業者が自社検定を実施する際、合格の判断基準となる器差（検査を行う計量器が示す計量値と基準器との値との差。一般的には誤差ともいう。）の許容差。
- 4 使用公差：計量器の使用中に許容される器差の許容差。